

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆

第一九号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、効率的かつ効果的な社会資本の整備を目的として、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の一層の促進を図るため、公共施設等の管理者に衆議院議長、参議院議長等を加えるとともに、公共施設と民間収益施設との合築による事業者の事業機会の拡大、行政財産の有効活用及び事業の安定化等のため、国又は地方公共団体の行政財産を選定事業者に貸し付けることができることとする等所要の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。